

【資料1】

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(平成17年3月25日 条例第6号)

改正(平成18年3月27日 条例第27号)

改正(平成19年3月23日 条例第19号)

改正(平成21年3月25日 条例第47号)

改正(平成22年3月29日 条例第10号)

改正(平成23年3月25日 条例第17号)

改正(平成24年3月28日 条例第53号)

改正(平成27年3月25日 条例第13号)

改正(平成27年3月16日 条例第70号)

改正(平成29年3月27日 条例第7号)

(趣旨)

第1条 この条例は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせることに關し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者に管理を行わせることができる公の施設）

第2条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に別表に掲げる公の施設の管理を行わせることができる。

（公募）

第3条 知事等は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、施設の概要、申請の方法その他の規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（選定基準）

第4条 知事等は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、適當と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- 一 県民の平等な利用を確保すること。
- 二 当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる。
- 三 当該申請に係る事業計画に沿った管理を適正かつ確実に行う能力を有していること。
- 四 その他知事等が定める基準

（選定の特例）

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、知事等が定める団体を指定管理者の候補者とすることができます。

- 一 指定管理者の指定の申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理者の候補者として適當と認める団体がなかったとき。
- 二 指定管理者が地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。

三 その他知事等が当該公の施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。
(管理の基準及び業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、公の施設の適正な管理が確保されるよう、次に掲げる事項を当該公の施設の管理に関する事項を定める規則等で定める。

- 一 開館時間、休館日等県民の利用に供するための基本的事項
- 二 利用を制限する場合の要件
- 三 指定管理者が行う権限の範囲
- 四 その他指定管理者が行う公の施設の管理に関し必要な事項

(施行事項)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則 [略]

別表 (第2条関係)

- 1 青森県立三沢航空科学館
- 2 青い森鉄道
- 3 青森県男女共同参画センター
- 4 青森県子ども家庭支援センター
- 5 青森県立自然ふれあいセンター
- 6 白神山地ビジターセンター
- 7 県民福祉プラザ
- 8 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館
- 9 青森県視覚障害者情報センター
- 10 青森県聴覚障害者情報センター
- 11 青森県立はまなす医療療育センター
- 12 青森県総合運動公園(規則で定める施設に限る。)
- 13 新青森県総合運動公園
- 14 青森県営駐車場
- 15 青森県営柳町駐車場
- 16 岩木川流域下水道
- 17 馬淵川流域下水道
- 18 十和田湖特定環境保全公共下水道
- 19 県営住宅の団地（桜町団地を除く。）及びその共同施設
- 20 特定公共賃貸住宅の団地及びその共同施設
- 21 青森県営浅虫水族館
- 22 青森県量子科学センター
- 23 青森県総合社会教育センター
- 24 青森県立種差少年自然の家
- 25 青森県営スケート場
- 26 青森県武道館
- 27 青森県立郷土館

【参考】

地方自治法（抄）

（公の施設）

第 244 条第 1 項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 第 3 項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 244 条の 2 第 11 項

普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○青森県視聴覚障害者情報提供施設条例

昭和44年3月29日
青森県条例第8号

〔青森県立点字図書館条例〕をここに公布する。

青森県視聴覚障害者情報提供施設条例

(設置)

第一条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項の規定に基づき、
視聴覚障害者情報提供施設を設置する。

2 視聴覚障害者情報提供施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
青森県視覚障害者情報センター	青森市
青森県聴覚障害者情報センター	青森市

(業務)

第2条 青森県視覚障害者情報センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の制作及び利用に関すること。
 - 二 点訳奉仕者及び朗読奉仕者の育成指導に関すること。
 - 三 点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の奨励及び相談に関すること。
 - 四 その他視覚障害者に対する情報提供に関し必要な業務
- 2 青森県聴覚障害者情報センターは、次に掲げる業務を行う。
- 一 聴覚障害者用の録画物の製作及び利用に関すること。
 - 二 手話通訳者及び要約筆記奉仕者の育成指導及び派遣に関すること。
 - 三 聴覚障害者用の録画物の奨励及び相談に関すること。
 - 四 その他聴覚障害者に対する情報提供に関し必要な業務

(使用料)

第3条 視聴覚障害者情報提供施設の利用については、無料とする。

(委任)

第4条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、視聴覚障害者情報提供施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第18号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第120号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第16項までの規定は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

○青森県視聴覚障害者情報提供施設規則

平成10年3月27日
青森県規則第19号

[青森県立点字図書館規則]をここに公布する。

青森県視聴覚障害者情報提供施設規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青森県視聴覚障害者情報提供施設条例（昭和44年3月青森県条例第8号。以下「条例」という。）第4条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）第6条の規定に基づき、視聴覚障害者情報提供施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 視聴覚障害者情報提供施設の開館時間は、青森県視覚障害者情報センターにあっては午前8時30分から午後5時15分まで、青森県聴覚障害者情報センターにあっては午前9時30分から午後6時までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日等)

第3条 視聴覚障害者情報提供施設の休館日は、次のとおりとする。

- 一 青森県視覚障害者情報センターにあっては、日曜日及び土曜日
- 二 青森県聴覚障害者情報センターにあっては、火曜日(その日が次号に掲げる休日に当たるときは、その翌日以後のその日に最も近い当該休日でない日)
- 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 四 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

(利用の制限等)

第4条 知事は、視聴覚障害者情報提供施設を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の視聴覚障害者情報提供施設の利用を拒み、又はその利用を制限することができる。

- 一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 視聴覚障害者情報提供施設の施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、視聴覚障害者情報提供施設の管理運営上支障があると認めるときは、視聴覚障害者情報提供施設の利用を制限することができる。

(点字刊行物等の亡失等の責任)

第5条 利用者は、故意又は重大な過失により点字刊行物等を亡失し、又は損傷したときは、当該点字刊行物等に相当する物若しくは相当の代価をもって弁償し、又は当該点字刊行物等を修理しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に視聴覚障害者情報提供施設の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 青森県視覚障害者情報センターにあっては、条例第2条第1項に規定する業務
- 二 青森県聴覚障害者情報センターにあっては、条例第2条第2項に規定する業務
- 三 第4条の規定による利用の制限等に関すること。
- 四 視聴覚障害者情報提供施設の施設、設備等の維持管理に関すること。
- 五 その他視聴覚障害者情報提供施設の管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第7条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第2条の規定により指定管理者に視聴覚障害者情報提供施設の管理を行わせることとした場合の視聴覚障害者情報提供施設の開館時間及び休館日は、第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、第2条第1項に定める開館時間及び第3条第1項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第109号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第65号）

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）附則第7項の規定の施行の日から施行する。